

支部ニュース

2023年4月 No.593

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

●「今こそ、大軍拡反対、憲法改悪反対の運動を」	長尾詩子	1
●衆院憲法審査会傍聴記	野澤裕昭	2
●新人学習会&歓迎会のお知らせ	湯山 薫	3
●セクシャルハラスメントを許さず、 セクシャルハラスメント根絶のための取り組みを一層強める声明		4
●今村核さんを偲ぶ	加藤健次	5
●若い世代へのあいさつ	窪田之喜	7
●新人紹介		
※陽の当たらないところに陽を当てることができる弁護士を目指して	他谷耕助	8
※弁護士の資格をどう生かすか	服部幸太郎	9
※異国の地で心細い思いをしている人に寄り添いたい	宮川虎太郎	10
●就任の挨拶		
※幹事長就任挨拶	西田 穰	11
※事務局次長就任のご挨拶	浅野ひとみ	12
●3月幹事会議事録		13



「今こそ、大軍拡反対、憲法改悪反対の運動を」

東京南部法律事務所 長尾 詩子

1 はじめに

昨年末安保関連3文書が閣議決定されました。

この閣議決定に呼応して、予算上防衛費は倍増し、2月から3月にかけては国内では初めて陸自と米海兵隊との共同訓練「アイアン・フィスト」が各地で行われました。

まさに安保政策の大転換が行われています。

にもかかわらず、この危機的情勢に比して運動は盛り上がっていないように見えます。

そんななかで、少しでも運動を盛り上げようと当事務所が行っている取組をご紹介します。



2 地域懇談会の開催

2月28日、当事務所が呼びかけさせていただき、憲法情勢に関する懇談会を開催しました。

急な呼びかけだったのですが、リアル開催で12団体の方にご参加いただきました。

当日は、当事務所弁護士より安保関連3文書について簡単にご説明した上で、参加者のみなさんから自由にご発言いただく形式で進めました。

ウクライナ戦争直後は署名活動をするのも大変だったけれど地道に署名活動を続けている、沖縄におけるミサイル配備の状況をできるだけリアルに伝えることが重要だと思うので写真展を開催している等といった私達のほうが勇気づけられる発言などもありました。

その一方で、運動が盛り上がっていないこと、その他の課題も多くなかなか改憲問題に取り組めないなどといった率直な悩みなども出されました。

ただ、ひさしぶりにみなさんと顔をあわせて話をしたこともあり、今の情勢を打開しなければならぬという危機感と連帯の気持ちは共有でき、「新署名についてもっと大きな取組が必要だと思う」、「多くの区民の人に知ってもらえるようデモをやろう」など積極的ご意見もたくさん出ました。

その後、城南保健生活協同組合の理事会において「日本を戦争への道に逆戻りさせる大軍拡・大増税に反対します」というアピール文が採択し、生協のホームページ、機関紙に掲載するほか、生協事業所にも掲示していただけることとなりました。

3 日々の活動

月1回、蒲田駅東口で、その時々情勢にあわせて街頭での宣伝をしています。

都内でも反応が悪いと言われる蒲田駅前ではありますが、30分程度弁護士と事務局10名前後でプラカードをもったりしながら訴えを続けています。

国葬反対の時には通行人が立ち止まって拍手して下さる人がいたり、駆け寄ってきてくださり「訴えてくれてありがとう」とお礼を言ってくる人がいたりしました。

また、不定期という気まぐれ発行という感じではありませんが、「カマタのマーチ」（「コアラのマーチ」ではなく）というタイトルでのニュースを作成し、おつきあいのある団体にお送りしています。地域のみなさんはインボイスやLGBTQ、コロナ対策など様々な課題があり非常にお忙しいので、そんななかでも改憲の動きについて注視していただきたいという思いで、改憲情勢に発信し続けています。



4 講演会の開催

当事務所の所員も多く参加している弁護士9条の会・おおたでは、「ウクライナ戦争、台湾有事から憲法9条の現実性と展望」というタイトルで、水島朝穂先生に、ウクライナ情勢と改憲の動きについてご講演をいただきました。

水島先生独特の情報盛りだくさんの講演会でしたが、ウクライナの情勢に思いをはせて停戦の展望がたたない状況を思い辛くなりましたが、視聴したみなさんにやはり戦争は始めてはいけないという思いを強く与えた講演でした。

3月、4月は統一地方選挙もあるため講演会活動はいったんおやすみしますが、5月以降市民のみなさんに興味をもっていただけるイベントを続けていきたいと思えます。

冒頭にお伝えしたとおりの情勢を考えると、運動が盛り上がっていないならば、むしろ自由法曹団が先頭に立って運動を盛り上げていかなければならないのだと思えます。

当事務所としても、東京支部のみなさんの活動を参考にさせていただきながら、運動を盛り上げていく一助になろうと思えます。ともにがんばりましょう。

衆院憲法審査会傍聴記

支部長 野澤 裕昭

3月16日に開催された衆院憲法審査会は緊急事態条項、国民投票法について各党の考え方が示された。緊急事態条項は大規模地震などの事態が起きた時議員の任期を延長することがテーマとなっている。事前の報道では維新、国民、有志の会が緊急事態条項の条文案作りで合意したとのことだったので条文案を示されるか注目した。しかし、維新は①不当な任期延長を避けるため延長の可否につき司法の関与が必要（憲法裁判所を設置する）、②延長期限の上限は設けない、③国会の議決要件は3分の2以上の多数による、④内閣に緊急政令権を認めるなどと発言。これに対し国民は①司法の関与は不要（ただし、議決要件を2分の1にするなら必要だが憲法裁判所までは不要）、②延長期間上限を設ける（70日以内）、③何か議決できるかは参議院の緊急集会で足らざるものとする、内閣の緊急政令権には言及なし、など細かなところで不一致が目立った。他方、自民党は議決要件を2分の1、緊急事態の認定

は議会が行い司法の関与は認めない、延長期間上限は1年、公明党は緊急事態とは東日本大震災のような広範な地域で国政選挙が長期間実施できないことが明らかな事態とするべきと主張、自民党より厳格な要件を課した。延長上限は70日間で議決要件は2分の1でも3分の2でもいい、任期延長の可否について司法判断は不要（次期選挙で国民の審判を受ければいい）というものだった。改憲各党は緊急事態条項を設けることでは一致するも具体的条項、要件になるとバラバラな感じだった。

これに対し、立憲は緊急事態条項よりまずは国民投票法改正議論をするべきとし、①有料広告規制がないこと、②投票法附則4条に基づいて3年以内に見直しをすることは法規範である、③民放連は広告規制しないと表明しており、インターネットでのフェイク広告も野放しなど公正な選挙が実施できない恐れがあり改正の必要性があると指摘した。共産党はそもそも改憲不要という立場から今問題となっている放送法4条を悪用した報道機関に対する政治権力の介入疑惑を正すのが先決であると述べた。自由発言では立憲の道下委員が放送CM規制だけでなく安倍政権時の放送法を口実とした政治介入疑惑を問題とするべきとし、放送法に関する参考人質問を要求した。また、自民党の小林委員が国を守ることが憲法に明記されていない、自衛隊が9条違反とする学説が未だにある、防衛のためには国民の理解と支えが必要であるなどと述べ、9条についてしっかり議論すべきと発言したのが印象的だった。任期延長といった回りくどい審査会議論に痺れを切らした改憲勢力の本音を吐露したものと感じた。改憲勢力の足並みの乱れと焦りを感じた審査会議論だった。

(憲法ニュースから転載)

新人学習会 & 歓迎会のお知らせ

自由法曹団女性部部長 湯山 薫

皆様

団女性部では、入団3年目までの方を対象に、新人学習会&歓迎会を開催することになりました。

例年、1年目の新人の方を対象に行っていましたが、コロナ禍で中々開催が出来ませんでしたので、男女問わず、入団3年目の方々までお誘いをさせていただくことに致しました。

学習会では、先輩弁護士が家事事件の経験をざっくばらんにお話する家事事件交流会を予定しています。家事事件、特に離婚に関する事件では、離婚に付随した様々な問題が発生します。子の引渡と執行、面会交流、保護命令、養育費・婚姻費用、DVなど問題は多岐にわたります。

また、離婚に関する相談では、受任前の相談段階で気を付けなければならないことも多々あります。

自信を持って離婚事件に取り組めるように、先輩弁護士の経験談を聞いてみませんか。研修会などでは聞けないような裏話も聞くことができるかもしれません。

今、ご自身が抱えている事件に関する相談もお受けします。



<新人学習会>

- ・日時：2023年5月9日（火）15:00～17:00
- ・場所：自由法曹団本部（東京都文京区関口1-8-6 メゾン文京関口II202号）
※Zoomでのハイブリッドで行います。

学習会終了後、団本部近辺にて歓迎会を行います。入団3年目までの方はご招待いたします
(参加費は無料です)。

女性部員だけでなく、入団3年目までの男性団員も参加可能です。
ぜひ、ふるってご参加ください。

参加希望の方は、kaosuke44@yahoo.co.jp（自由法曹団女性部部長湯山薫）までご連絡ください。

お申込みお待ちしております。

セクシャルハラスメントを許さず、セクシャルハラスメント根絶のための取り組みを一層強める声明

本年3月1日、東京支部の構成員（団員）でもあった馬奈木巖太郎弁護士（2023年1月退団）が、自身のブログにおいて、依頼者に対し、自身に好意をもっていると一方的に思い込み、その身体に触れたり、性的なメッセージや性的関係を誘うメッセージを送るなどのセクシャルハラスメントを行ったことを認める謝罪文を発表しました。

事実関係については、今後、被害者の方が弁護士会に申し立てた懲戒請求手続及び民事訴訟手続において明らかにされることとなりますが、すでに馬奈木元団員が認めている事実関係だけでも、悪質なセクシャルハラスメントであることは明らかです。

人権擁護を掲げ、基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを使命とする自由法曹団員が、他者の人権と尊厳を損なうセクシャルハラスメント行為を行ったことに対し遺憾の意を表明します。

自由法曹団東京支部は、2019年7月、セクシャルハラスメントの根絶を誓い、セクシャルハラスメント相談窓口を設置し、被害者・加害者のいずれかが自由法曹団東京支部の団員である場合、東京支部主催のイベントでセクハラ行為があった場合にセクシャルハラスメント相談を広く受け付ける体制を整備しました。そのような取り組みを行っていた中で、今回東京支部所属の元団員がセクシャルハラスメントを行ったことは慙愧に耐えません。

自由法曹団東京支部は、今回の事案を教訓とし、これまで行ってきた取り組みを一層強めるとともに、あらた

めてセクシャルハラスメントを許さず、またセクシャルハラスメント行為が行われたと思われる場合は傍観することなく適切に対処するなどし、その根絶に向けてより一層努力することを誓い、本声明を発表します。

2023年3月28日

自由法曹団東京支部 支部長 野澤裕昭

今村核さんを偲ぶ

東京法律事務所 加藤 健次

今村核さんの訃報を聞いてから数ヶ月経つが、いまだに実感がわからない。昨年中に原稿をお引き受けしたが、筆が進まないまま時間が過ぎていった。そろそろ気持ちの区切りをつけるためにも、核さん（いつもの呼び方でそう呼ばせていただく）との思い出を語ることにしたい。

核さんとのつきあいは、約40年前の学生時代にさかのぼる。核さんは私の後輩で、セツルメント活動を行っていた。当時、駒場寮の一室でいろいろと語り合ったことが思い出される。

弁護士になった後、1996年に団本部の次長を一緒につとめた。この頃の核さんは、労働事件や労働問題を中心に活動していた。その後、主に刑事事件や刑事司法の問題を通じて、核さんと濃密に付き合い合うようになった。

刑事事件の「師匠」として

2003年10月、私は、西武新宿線電車内の痴漢えん罪を担当することになった。この種の事件は初めてだった。この頃、核さんはすでに刑事えん罪事件で成果をあげており、弁護団に加わってもらった。この事件は、2005年に東京地裁で有罪判決を受け、翌2006年に東京高裁で逆転無罪判決をかちとることができた。核さんは、本人の無実を明らかにするために、再現ビデオの作成など、徹底的に事実解明にとりくんだ。ときには、私たちに「やる気があるのか!」といわんばかりに、厳しい意見を述べることもあった。「ここまでやらなければならないのか」と思いながらも、なんとか頑張りぬくことができた。このときの核さんは、年齢を超えた「師匠」だった。もっとも、弁護団会議で厳しい意見を言った後の飲み会では、「さっきは言い過ぎました」などとフォローすることも忘れなかった。こんなやり取りを通じて、互いの信頼関係がより深まって行ったように思う。

核さんは、一見とつきにくそうに見えるが、いったん懐に入ると深いつきあいのできる人だった。核さんと一緒に事件に取り組んで、同じような思いを抱いた方も少なくないのではないだろうか。

刑事司法をめぐる取り組み

私が本部事務局長だった2009年に裁判員裁判が施行された。このとき、核さんは、当時の司法問題委員会委員長だった。当時、団内では、「司法改革」に対する評価ともあいまって、裁判員裁判に対して様々な意見があった。会議のたびに激論が交わされた。団は、国民救援会などとも議論

を重ねて、裁判員裁判に対する意見をまとめた。えん罪をなくすという立場を徹底し、官僚裁判官による過去のえん罪を徹底的に批判する立場から、市民が刑事裁判の事実認定に参加する意義を強調した。他方で、市民による常識にそった事実認定という本来の趣旨が歪められないよう、いくつかの抜本改正提案を主張する意見書やリーフレットを作成した。

核さんは、えん罪事件に取り組み、多くの成果を勝ちとる一方で、何回も煮え湯を飲まされてきた。その経験に裏打ちされていたからこそ、様々な意見がある中で、団としての見解をまとめることができたのだと思う。

団を体現した刑事弁護士

2016年11月、NHKが核さんを取り上げた『ブレイブ 勇敢なる者「えん罪弁護士」』を放送した。当時、核さんは今市事件の控訴審から弁護団に参加しており、本部の常任幹事会でカンパを訴える場面が映っている。その後、NHK出版から「雪ぐ人 えん罪弁護士 今村核」という本も出版された。ここに核さんの生き様や弁護に取り組む姿勢があらわれている。ぜひ、多くの団員に見て、読んでいただきたい。

このときは、常幹のみならず、治安警察委員会とその後の懇親会にも取材のカメラが入った。こんなことは後にも先にもないだろう。その懇親会での核さんとのやり取りが忘れられない思い出だ。「どうやって無罪を勝ち取るか」というテーマで、核さんは上田誠吉団員の名前をあげて、「われわれは真実を明らかにすることによって無罪をかちとる」、「無罪推定の原則で無罪を勝ち取るのではない」というようなことを力説していた。酒が入っていたこともあって、議論は大衆的裁判闘争論にまで及び盛り上がったことを覚えている。（この映像は、本編ではカットされたが、「完全版」には入っていた。）核さんは、団を体現した刑事弁護士だった。

核さんは14件の無罪判決をかちとった。その中には、刑事ドラマのモデルになったものも含まれている。このこと自体がすごいことだ。しかし、今市事件をはじめ、核さんが絶対無実だと確信しながら不当な有罪判決を受けた事件も少なくない。不当判決を受けたときの核さんは、心から怒り、そして落ち込んでいた。私が核さんと一緒に取り組んだえん罪事件は、さきほどの1件だけだったが、精神的なプレッシャーは相当なものだった。常に数多くのえん罪事件を抱えていた核さんの心労はいかばかりであったろうか。いまとなれば、もっと核さんと語り合う時間をとればよかったと悔やまれる。

核さんの姿勢は、刑事事件だけでなく、どの分野でも生かすべきものだ。それを引き継いでいくのが、せめてもの供養だと思っている。

核さん、ゆっくり休んでください。

（この記事は団通信と共有します）

若い世代へのあいさつ

日野市民法律事務所 窪田 之喜

私は、1945年7月生まれで、今、77歳です。

1975年に弁護士スタートと同時に由法曹団に入りました。ベトナム人民がベトナム戦争でアメリカに勝利した時です。戦争の終結は75年のメーデーの前日だったと思います。

このアメリカのベトナム戦争敗北から48年が経つのですから、今、20代、30代の方々は勿論、40歳代の自由法曹団員のみなさんにとっても、ベトナム戦争はまさに歴史となっているわけですし、アメリカ帝国主義という言葉もなじみが無いのかもしれない。

今振り返ってもベトナム戦争は、アメリカ史の中でも最大の侵略戦争であり且つ屈辱的な敗北の歴史であったと思います。

しかし、アメリカという大国のその後の歩みをみると深い反省の姿を見ることはできません。反省に至らなかった一つの大きな要因は、「両陣営の対立」と言われた時代の他方の陣営「社会主義陣営」で、やはり、侵略行為が続いていたことではなかったかと思います。「社会主義陣営」のリーダーであったソ連の1968年のチェコスロバキアの民主化運動への軍事干渉（プラハの春の弾圧）と1979年のアフガン侵攻です。1956年のハンガリー事件に遡ることもできます。

1981年にアメリカ大統領となったレーガンは、「強いアメリカ」や「ソ連脅威論」を唱えて力による対決をすすめました。その後、東欧社会主義は民主化運動により崩壊し、1991年にはゴルバチョフの改革も軍のクーデターにより頓挫し、ソ連も崩壊しました。アメリカは、唯一の超大国になりました。3・11同時多発テロ事件を契機にしてアメリカは、アフガニスタン戦争、イラク戦争を仕掛けましたが軍事的に勝利できず撤退を余儀なくされました。

アメリカは絶えず世界史における「正義」であり、反省というものがありません。そこに、プーチンのウクライナ侵略という非道な行為が発生しました。世界の平和を望む声がロシアの侵略を非難し、軍事的にも非軍事的にもウクライナを支援しています。国連憲章に則り、「武力の行使」を慎み、「紛争を平和的手段によって解決」することを求めています。しかし、アメリカは、国連憲章に基づくのではなく、「善」と「悪」のものさしを持ち出し、これを東アジアにもあてはめて中国を「悪」、米日を「善」と決めつける軍事対決路線を推進しています。

岸田政権は、この路線を共有して敵基地攻撃能力をもつ自衛隊をつくるために軍事費を倍増して軍拡路線を疾走しています。9条無視の既成事実を積み重ね、その後に「事後確認的憲法改正」を狙う戦略です。

日本の政治が戦争を招く危険なラインを越えようとしている今、国連憲章第1条の目的、第2条の行動原則に謳われた世界平和への決意と約束、日本国憲法第9条の原点を再確認することが必要だと痛感しています。



第一次大戦以前のヨーロッパ中心の国際社会は、①戦争に訴える自由、②軍備を増強する自由、③同盟政策の自由という三つの自由を前提に、力の均衡によって維持されていました。それは3国協商（英仏露）、と三国同盟（独墺伊）の対立による第一次大戦となりました（松井芳郎『国際法から世界を見る』東信堂、等を参照）。

第一次大戦は、1914年7月28日から1918年11月11日まで戦われ、国民総動員の総力戦となり、戦闘員900万人以上、非戦闘員700万人以上という空前の死者を出しました。その深い反省の上に、1928年発効の不戦条約は、侵略戦争の禁止を約束しました。

しかし、日本は最初の不戦条約違反国となりました。1931年9月18日、奉天郊外の柳条湖における南満州鉄道爆破事件から開始された満州事変（国際連盟を脱退）から始まった侵略は、1937年7月7日の盧溝橋事件をきっかけにして全面的な日中戦争に突き進みました。1941年12月8日に開始されたシンガポール侵攻と真珠湾攻撃で太平洋戦争に突入し、1945年8月15日の敗戦に至りました。無謀な15年戦争です。この戦争でのアジアの推定犠牲者は、中国1000万人以上、朝鮮20万人、ベトナム200万人以上、インドネシア200万人。日本の戦没者は軍人155万5308人、一般国民65万8595人（長田正一『平和総合年表』草土文化）とされています。

日本国憲法前文の平和主義の宣言と憲法九条の誓いは、政治的には、風前の灯とされています。しかし、二度の大戦の教訓は、軍事ブロックによる対立こそ戦争を生み出したということです。対立構造をつくらないことが平和への道です。弁護士、政治家など数人の発案が不戦条約の源流になりました（オーナ・ハサウェイ『逆転の大戦争歴史』文芸春秋）。

世代を超えた弁護士たちの「憲法九条を守り生かそう」という声も、新時代をつくり出す大きな力になり得る、そう思っています。発言し合い、工夫し合って行動しましょう。

新人紹介

陽の当たらないところに陽を当てることができる弁護士を目指して

弁護士法人響 他谷 耕助

1 自己紹介

はじめまして、弁護士法人響に所属しております74期の他谷耕助（たやこうすけ）と申します。私の名前の「耕助」は、母の好きな作品である横溝正史の金田一耕助シリーズの主人公である「金田一耕助」からとったものとのことです。

出身は兵庫県神戸市で、地元の兵庫県立兵庫高等学校に進学した後、同志社大学に進学しました。法科大学院も同じ同志社大学法科大学院です。その後、司法試験に合格し、大阪での修習で最後の関西生活を満喫した後、一旗上げたいと思って上京して参りました。



趣味はサウナで、最低でも週に1回は通うことにしています。私事ではありますが、先日、杉並区の荻窪にあります、「なごみの湯」という温浴施設の、第3期公式アンバサダーに就任しました。サウナで培った熱い気持ちを存分に発揮しながら、弁護士業界を熱く盛り上げていきたいと思います。Twitterでも積極的に呟いておりますので、フォローもよろしくお願いします (@b_kosuketaya)。

2 私が弁護士を志した理由

私は、大学時代に憲法に出会い、その精神に大きな感銘を受けました。特に、大学で所属していた憲法ゼミにおいて、生存権に関する研究の第一人者である尾形健教授の指導の下、数多くの憲法判例を学んだ際、法曹三者の中で弁護士だけが憲法訴訟を提起することができ、そのことによって、世の中の不正義を正せる素晴らしい職業だと考え、弁護士を目指しました。その時の初心を忘れず、今現在も、陽の当たらないところに陽を当てることができる弁護士でありたいと考えています。これまで憲法判例を築き上げてきた先人のように、多数派の陰に追いやられた方や、一人で悩んできた方を救っていきたいと思います。

3 自由法曹団と私の今後

自由法曹団は、響への入所と同時に参加することとなりました。

私は、修習時代から青年法律家協会に所属しており、これまで人権に関する活動につきましては、青年法律家協会を中心に行っておりました。今後は、自由法曹団に所属されている諸先輩方を見習い、日々自己研鑽を重ねて、自由法曹団でも活躍をしていきたいと思っています。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いします。

弁護士の資格をどう生かすか

弁護士法人響 服部 幸太郎

1 自己紹介

皆様はじめまして。

弁護士法人響に所属しております、74期の服部幸太郎と申します。出身は東京で、ずっと実家暮らしだったのでつい最近ようやく家を借りました。

経歴としましては、駒場東邦中学・高等学校を卒業し、中央大学、慶應義塾大学法科大学院を経て現在に至ります。

修習は家庭の事情で遠方に行けず東京だったので、コロナ禍もあいまってほとんど飲み席がなく、とても残念でした。

趣味はフットサル、野球観戦、お酒を飲むこと、美味しいご飯を食べることです。

特技は一度会った人の顔をだいたい覚えていることと、マッサージです。



2 弁護士になるまで

私が法曹の世界に興味を持ったのは、小学生の時に見た検察官ドラマ『HERO』でした。

そこから中高と特に将来のことは考えずにのりくらしと過ごし、大学受験のタイミングでも他に惹かれる学部もないし、やりたいこともないし、ということで法学部を受験しました。大学でも特段司法試験を意識して過ごしてはいなかったのですが、法的な考え方というのが割と性に合っていたようで、就職するよりも司法試験合格を目指そうと思い、ロースクール進学を決めました。

修習のタイミングで初めて裁判官も魅力的な仕事だと感じ、かなり迷ったのですが、後述する法教育活動を積極的にやりたいというのが決めてとなり、公務員ではない弁護士を選びました。(『HERO』がきっかけで法曹の世界に興味を持ったにもかかわらず、結局検察官には全く惹かれませんでした(笑))

3 自由法曹団と私の今後について

自由法曹団には、響への入所と同時に加入させていただきました。あまり活動に参加できていないのが心苦しいですが、基本的人権を守り、誰もが平和に笑顔で暮らせる社会を作りたいという気持ちは強く持っておりますので、出来る限り積極的に参加していきたいなと思います。

特に私は、教育に強い関心を持っておりまして、義務教育の中で法的なものの考え方に触れさせる重要性を強く感じております。もともと家庭教師や塾講師をやっていたこともあり、教えることは好きだったので、ロースクール時代に出会った法教育活動を機に、さらに教育への関心が高まりました。現在は委員会や外部団体で中学・高校への出張授業をメインに活動しているのですが、今後はもっと幅広く活動できればと考えております。

弁護士だからこうでなければならないというような固定観念にはとらわれず、自分が強い気持ちを持ってやりたいことにどう弁護士の資格を生かしていくかを考えていきたいと思っております。そしてその結果、自身の経験や学びを団にも共有できれば嬉しいなと思っております。

今後とも、皆様ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

異国の地で心細い思いをしている人に寄り添いたい

弁護士法人響 宮川 虎太郎

1 自己紹介

はじめまして、弁護士法人響に所属する74期の宮川虎太郎と申します。出身は神奈川の横須賀ですが、旅行が好きで、訪れたことのない土地に行ってみたいという思いから修習地は九州を希望し、熊本で1年間学びました。

九州各地を巡る充実した修習生活を送る一方で、熊本という地が数々の人権侵害の舞台となり現在に至るまで闘いが続いている場所であると知りました。

自由法曹団に所属している弁護士の先生方をはじめ多くの方々の熱意ある言葉を聴くにつれ、自分も人権問題に取り組んでいきたいと強く感じるようになりました。

2 弁護士を目指した理由

学生時代、多くの途上国を訪れ、貧困や紛争の爪痕を目の当たりにしたり、難民の方と交流したりする中で自分も何か役に立ちたいと思ったことが弁護士を目指したきっかけです。

教育面や経済面など支援の手段はたくさんありますが、それらを最大化させるためにはまず法制度を整え活用していく必要があると思います、法律で問題を解決していく道を選びました。

3 今後について

将来的には、私が弁護士を目指すきっかけになった国際的な法律問題にも携わりたいと考えています。また、国内の外国人問題にも積極的に携わりたいと思っています。私も一人で海外を訪れたことがあり、外国にいることの不安と孤独を知っています。海外で法的トラブルに巻き込まれる不安は計り知れないと思うので、異国の地で心細い思いをしている人に寄り添いたいと考えています。

就任の挨拶

幹事長就任挨拶

支部幹事長 西田 穰

この度、東京支部の幹事長に就任した西田穰（にしだみのる）です。

事務所は東京東部法律事務所、期は57期です。団の関係では、本部で事務局次長や事務局長を経験していますが、支部の役員は経験しておりません。前事務局長の中川先生の後任が決まらなと聞いていたので、弁護士会の派閥の役員の仕事の一区切りついたら、事務局長を引き受けなければと考えていたのですが、現事務局長の横山先生が引き受けて下さったようで、私に声がかかった役職は幹事長でした。



私が、弁護士登録をして団に関わるようになったのは2年目3年目。このころ、団東京支部の幹事長は小部先生で、本部の方は長澤先生や田中先生が幹事長を務めていました。当時の私には、この幹事長の先生方はかなりの先輩という印象で、そこまでの年の差を感じなかった事務局長と異なり、幹事長という役職はかなり年が上の人が就任するというイメージでした。それが自分に回ってきたとき、（幹事長という仕事を受けることに抵抗はありませんでしたが・・・）、正直ショックでした。

しかし、私ももう50。いつまでも若手のつもりでいないで、そろそろ気持ちを切り替えて、年齢に相応しい役割を精一杯果たしたいと思います。

幹事長として何ができるか、これは一人でできることではないので、支部長や、事務局長、そして若手の次長の皆さんと話し合いながら進めていきたいと思いますが、団東京支部の結束を高めることができるような新しい取り組みを1つでも作り上げられればと思っています。

2年間よろしくお願いします。

事務局次長就任のご挨拶

事務局次長 浅野 ひとみ

この度、自由法曹団東京支部の事務局次長に就任しました、東京法律事務所の弁護士の浅野ひとみと申します。今年、弁護士3年目となります。

事務局次長就任のお話をいただいた際は、支部活動全体について漠然としかイメージがなく、また事務局活動についてはほとんどイメージがなかったため、私で務まるか大変不安に思いました。

しかし、私が大学生の時代は、秘密保護法や安保法制、共謀罪など、様々な法律が制定され、戦争に向けた国づくりがスタートした時代でした。そのような情勢の中、同じ問題意識を持った学生と国会前のデモに参加したり、学内で教員の協力を得ながらイベントを開催しました。今、ロシアがウクライナに侵攻し、昨年12月には安保三文書が閣議決定されるなど、情勢がさらに大きく動いております。その



ような中で、憲法9条の価値を生かして何か活動をしたいと考えておりましたので、事務局活動への不安は消えないところではありますが、自分自身の成長のためにも、戦争に向けた国づくり反対のためにも、事務局次長として頑張りたいという気持ちが勝り、今回引き受けさせていただくことにしました。

団員の皆様にご迷惑をおかけしてしまうこともあるかと思いますが、ご指導ご鞭撻の程、何卒宜しくお願いいたします。



3 月幹事会議事録

1 情勢

- 2月24日 ウクライナ侵攻1年
- 3月 2日、9日、16日 衆議院憲法審査会開催 緊急事態条項をめぐり議論
- 3月 2日 首相、取得予定のトマホーク400発を「飽和攻撃」に使用するか答えず
自衛隊の基地強化、核・生物・化学攻撃を想定
- 3月 5日 中国全人代開幕・国防費7.2%増
- 3月 6日 徴用工問題で韓国政府が「解決策」を発表
- 3月 7日 放送法文書・総務省作成認める
- 3月22日 岸田首相、ウクライナ訪問

2 支部総会振り返り

- 2月24日 支部総会
- 次年度に向けた課題

3 報告事項

- 支部ニュース

4 憲法関連（担当：和田次長）

- 東京憲法会議
- 憲法東京共同センター
- 「憲法改悪を許さない全国署名」等の取り組み
- 平和・いのち・暮らしを守り大軍拡、大増税を許さない署名に取り組む
- 集会・デモ予定
- 改憲阻止の取り組み（街宣宣伝物の検討）

5 労働・貧困問題（担当：宮澤次長）

- 裁判所・労働委員会対策東京会議（次回5月9日）
- その他

6 教育問題（担当：金子次長）

- 都立高校スピーキングテスト問題、給特法改正問題

7 刑事治安・司法問題（担当：浅野次長）

- 2月27日 日野町事件第2次再審請求・大阪高裁検察官即時抗告棄却決定
- 3月13日 袴田事件第2次再審請求差戻抗告審・東京高裁再審開始決定維持
- 再審法改正 日弁連が改正に力を入れている。二つの事件はそれを後押しするか

死刑廃止→死刑制度廃止に向けての共同アピールが、団と日民協とでなされた。

刑事訴訟法IT化

入管法改正問題→本部でも4月4日に議員要請を行う。呼びかけも行いたい。

8 東京都政（担当：浅野次長）

都民連会議 3月17日（金）13時30分～15時

9 報告・討議①（Colabo 活動への妨害問題）（報告：青龍団員）

震災支援をきっかけに設立。

監査請求に関して、監査すること自体稀（高江ヘリパッドの件は却下）。

監査の結果、不正認められず、一部再調査となった。

妨害行為は Colabo 発表で18回ほど。

バスカフェに関して中止要請が東京都よりあり。撤回に向けた運動を行うも認められず、結局3月22日の開催はできず。

バスカフェへの妨害：利用者が利用しにくい状況を生じさせている。妨害を止めさせ、活動が継続できるよう支援すべき。

支援署名：現在3～4万筆集まっている。

10 討議②（セクシャルハラスメントを許さない決議）

セクシャルハラスメントを許さない決議発表、

11 報告

組織財務委員会

セクハラPT→西田幹事長交代

50周年企画PT

自由法曹団女性部→新人歓迎会を5月9日

12 今後の日程

4月21日 新人団員歓迎会（支部幹事会を16時から学習会にして、その後歓迎会）
学習会テーマ 刑事弁護（講師：横山雅団員）

5月 1日 メーデー

5月 3日 憲法集会

8月25日～26日 サマーセミナー（@鎌倉）

11月 2日 ソフトボール大会

11月17日 団東京支部50周年

2月22日～23日 団東京支部総会

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかを選んでもいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、障害等級1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3構本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ22-08407 2022年10月3日)